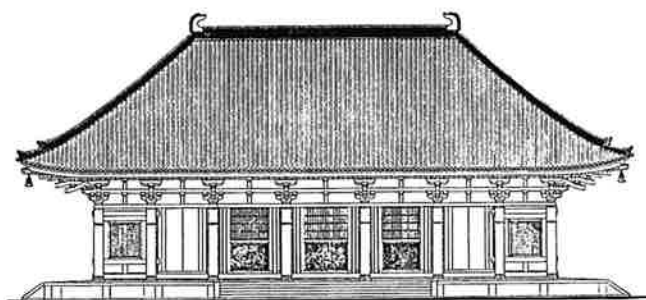


日本イコモス国内委員会

# JAPAN ICOMOS INFORMATION

第4期 第2号 1998年6月8日 発行



## 目 次

ICOMOS の「次期戦略計画」の策定をめぐって	石井 昭	1
DRAFT OF A STRATEGIC PLAN 1999-2002	COMMITTEE	2
1998年第2回理事会（拡大理事会）報告	山田幸正・他	5
海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究	益田兼房・他	9
歴史的木造建築物保存原則の草案に対する意見書	石井 昭	10
世界文化遺産の保全 — モエンジョダロ保全整備事業	田畑貞寿	11
イコモス文化観光憲章の草案について	石井 昭	17
ICOMS CULTURAL TOURISM CHARTER (DRAFT)	COMMITTEE	18
事務局日誌（1998/3/28～5/31）	事務局	23
お知らせ — 7件	上野邦一・前野まさる・他	24

JAPANESE NATIONAL COMMITTEE

I C O M O S

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES / 国際記念物遺跡会議

表紙 : 唐招提寺金堂  
COVER : Toshodaiji Kondo

## ICOMOSの「次期戦略計画」の策定をめぐって 石井 昭

来年(1999年)10月にメキシコで開催される予定の第12回 ICOMOS 総会における議決をめざして、現在、A STRATEGIC PLAN 1999-2002 なるものが、執行部内に特設された小委員会(主査: Ann WEBSTER-SMITH 副会長、委員5名)の手で編まれつつあります。去る3月末の執行委員会議を通過したその DRAFT(草案)が、このほど、諮問委員会の各メンバー(国内委と国際専門委の委員長)に送られて来ましたので、日本イコモス会員の皆様には是非ご覧いただきたいと思い、本誌(次ページ以下)に全文を収載することとしました。ストラテジー・プラン(戦略計画)とは、何やら勇ましいタイトルですが、内容はさほど恐るべきものではありません。平たく言えば、世界的組織としての ICOMOS の全体にかかわる今後の「活動方針」ないしは「行動計画」であり、一文書の形をとって明確化しようという点に意味があると考えたらよいでしょう。

草案の冒頭に置かれた INTRODUCTION では、分類学的な手法により、四つのキーワードが提示されています。すなわち、THE MISSION(イコモスの使命)、THE GOALS(長期的・包括的な目標)、THE STRATEGIES(目標を実現するための戦略)、TASKS(特定の戦略のもとで取り組むべき当面の実践課題)です。また、次章の MISSION STATEMENT では「イコモスとは何か」「何をする団体か」が、短かく数行で述べられています。そのあとに続く長い章、すなわち GOALS がこの文書の主体であり、節に分けて、六つの「目標」が大書してあります。もう少し詳しく言えば、各節とも「全世界におよぶ文化遺産の保全/保存」を前提としつつ、1節では「指導性を発揮すること」、2節では「関連諸問題を検討するための場を用意すること」、3節では「当該領域において専門的な助言を行なうこと」、4節では「当該領域における教育と情報交流の推進に努めること」、5節では「保全/保存の擁護者たること」、6節では「イコモスの持続性を保証すること」がそれぞれ謳われ、かつ、各 GOAL(目標)ごとに少なくとも a) b) の2項目、多ければ a) - f) の6項目にわたって STRATEGIES(戦略) が書き記されています。

草案の構成はおおよそ以上の通りですが、しかし、これで「次期戦略計画」の策定が終わっているわけではありません。STRATEGIES(戦略)のもとに示されるべき TASKS(当面の実践課題)がまったく欠落しているからです。草案とともに送られて来た Ann WEBSTER SMITH 主査の要請状を見ると、TASKS の提示は国内委員会と国際専門委員会とに期待している由であり、「必ずしも全部の STRATEGIES について TASKS を挙げなくてもよい。5項目でも10項目でも構わない。委員会ごとに、当然、必要とするところが異なり、優先順位も異なるであろう。各委員会の内部で検討したうえ、みずから相応しいと判断する TASKS を明文化して提出して欲しい」とあります。また「TASKS はなるべく具体的で、例えば3年とか5年とかいった比較的短い期間を定め、年々5パーセント増とか2002年までに倍増とかいった具合に計測可能な努力目標を掲げたものが望ましい」などとも書かれています。そして「ICOMOS 本部への提出期限は来る8月1日とする。小委員会は、寄せられた情報にもとづいて第2次草案を作成し、それを9月10日からストックホルムで開催される諮問委員会の審議に付す予定である」と結ばれています。

日本イコモス国内委員会はこの要請にどう応えたらよいでしょうか。放置するわけにはいきません。委員長としては、会員の皆様に次ページ以下の草案をお読みいただき、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。現在の予定では、7月11日(土)に拡大理事会を開くことにしていますので、その前日までに、FAX または郵送により、事務局へご通報くだされば甚だ幸いです。最終的な措置は拡大理事会に諮ることとします。

**DRAFT OF A STRATEGIC PLAN 1999 - 2002 FOR ICOMOS,  
ITS NATIONAL AND  
ITS INTERNATIONAL SCIENTIFIC COMMITTEES**

**INTRODUCTION**

In developing a Strategic Plan, ICOMOS has set forth its mission and the aspirations of the organization.

The mission responds to the questions: "What is ICOMOS today? and What does ICOMOS aspire to in the future?"

The Goals answer the question: "What is ICOMOS committed to achieving?" The Goals set overall objectives that take the long term view.

The Strategies answer the question: "How is ICOMOS going to make its goals a reality?" And the Strategies guide ICOMOS in its day-to-day operations and decision-making.

Tasks respond to the question: "What short term initiatives does ICOMOS need to establish in order to support a particular strategy?"

**MISSION STATEMENT**

ICOMOS - the International Council on Monuments and Sites - is the international non-governmental organization of professionals, practitioners, institutions, and other bodies committed to and supporting the conservation/preservation of the cultural heritage of all peoples. ICOMOS is collegial and committed in spirit, and universal in its concerns. Through its membership and the exchange of information and expertise, ICOMOS forms an international network that defines, improves and promotes conservation/ preservation principles, standards, research, responsible practice and innovation.

**GOALS**

**1. TO PROVIDE LEADERSHIP IN THE CONSERVATION/PRESERVATION OF THE WORLD'S CULTURAL HERITAGE**

Strategies:

- a) To define and refine conservation/preservation philosophy, standards and practice by development of charters, recommendations, guidelines and other statements of principle such as the Declaration of Rights to Cultural Heritage or Codes of Ethics.
- b) To promote the exchange of expertise and information in order to stimulate and extend the state-of-the-art in conservation/preservation practice worldwide.
- c) To establish collaboration, partnerships and alliances with related professional bodies and institutions.
- d) To promote, through its membership, the participation and sense of belonging to a dynamic international community of professionals and experts in the field of conservation/preservation.
- e) To provide a framework for organising on an interdisciplinary basis the professions involved in the conservation/preservation of cultural heritage.

**2. TO PROVIDE A FORUM FOR THE EXAMINATION OF ISSUES RELATING TO CONSERVATION/PRESERVATION OF THE CULTURAL HERITAGE THROUGHOUT THE WORLD**

Strategies:

- a) To provide a relevant forum for examining conservation/preservation issues among international and national bodies, practitioners and others through various means such as International Scientific Committees, symposia, triennial general assemblies, publications, activities of National Committees, local and regional activities, and the Internet.
- b) To offer its members the mechanisms for examining and analysing conservation/preservation practice and issues, as well as an opportunity for involvement in their examination through the work of National and International Scientific Committees or partnerships such as the Blue Shield and other initiatives.
- c) To provide mechanisms for the exchange of information on the state-of-the-art in conservation/preservation, and on cultural heritage at risk.

**3. TO PROVIDE EXPERT ADVICE IN THE FIELD OF CONSERVATION/PRESERVATION OF THE CULTURAL HERITAGE THROUGHOUT THE WORLD**

Strategies:

- a) To mobilize expertise through its membership and its partnerships by the work of its National and International Scientific Committees, through programs such as Blue Shield and by commissioning expert missions.
- b) To assist governments and institutions in the development and review of conservation/preservation programs, and the examination of conservation/preservation issues through missions, symposia, workshops, program and project development, partnerships.
- c) To examine issues relating to the World Heritage Convention including advising the World Heritage Committee on nominations, expert missions and reporting, and on related ideas and intellectual development.
- d) To work with and through regional and intergovernmental organizations such as the World Bank, IDB, OAS, ALECSO, Council of Europe, and SPAFA.
- e) To inform and influence decision-makers at all levels.

**4. TO SERVE AS A FORCE FOR EDUCATION & COMMUNICATION IN THE FIELD OF CONSERVATION/PRESERVATION OF THE CULTURAL HERITAGE THROUGHOUT THE WORLD**

Strategies:

- a) To promote education and training as a means for improving the quality of practice, work and standards by offering continuing education for practitioners, by disseminating information concerning professional standards, by coordinating training programs, disseminating Charters and Guidelines, and by offering and advising on academic programmes.
- b) To develop and implement communication, through publication and information activities such as a serial ICOMOS Newsletter and ICOMOS Scientific Journal, by occasional publications like the "20 Books" on national conservation/preservation practices, by producing working papers and reports on conservation/preservation practice, by making use of new information technologies i. e. the Internet, and by managing and disseminating information through the Documentation/Information Centre.

**5. TO BE AN ADVOCATE FOR THE CONSERVATION/PRESERVATION OF THE CULTURAL HERITAGE THROUGHOUT THE WORLD**

Strategies:

- a) To defend the cause of conservation/preservation and act as an independent and dedicated supporter for its integration in public policy making concerning economic and social development.
- b) To promote public awareness, appreciation and involvement in heritage conservation/preservation.
- c) To play an intermediary role between those with different perspectives including owners and managers of the cultural heritage, conservation professionals, decision makers, policy makers, the general public and others.
- d) To promote the adoption of international conventions and other standards designed to protect and preserve the cultural heritage such as the World Heritage Convention, The Hague Convention, and the Convention on Illicit Traffic.
- e) To disseminate information concerning the environmental, social, educational and economic benefits of conservation/preservation.

**6. TO ENSURE THE SUSTAINABILITY OF ICOMOS**

Strategies:

- a) To ensure effective management, administration, and a strong international Secretariat.
- b) To ensure financial stability through the yearly payment of national membership dues, marketing programs, project management and fundraising.
- c) To establish ICOMOS membership as essential to professional conservation/preservation practice in both public and private sectors, in academia and training programs, and among related disciplines.
- d) To develop the ICOMOS membership base through the articulation and implementation of a membership development strategy, and to adopt and achieve specific target figures for all categories of membership including supporters, sponsors and corporate membership, governmental and institutional membership.
- e) To develop, maintain and service a broad-based, active ICOMOS membership worldwide and among the disciplines of conservation/preservation through, for example, a membership directory, a database for missions, and through the development of attractive membership services, privileges and benefits.
- f) To encourage membership among a variety of disciplines, supporters, sustainers, governmental and non-governmental institutions, and young professionals through program for membership development and students membership and exchanges.

-----

This Strategic Plan is to be reviewed at the beginning of each triennium.

# 1998年第2回理事会（拡大理事会）報告

1998年第2回理事会（拡大理事会）が、去る4月18日（土曜日）午後1時30分から午後5時30分まで、東京・神田の学士会館で開催された。出席者は、委員長：石井 昭、顧問：伊藤延男・稲垣栄三、監事：木原啓吉、理事：稲葉信子・上野邦一・岡田保良・田原幸夫・藤本 強・前野まさる・宗田好史・安原啓示・山田幸正・渡辺保弘、小委員会主査：益田兼房・羽生修二、事務局員：我妻綾子（陪席）の各氏であった。

議事に先立ち、委員長より理事会報告の執筆について、理事のなかから輪番で担当者を選んでほしいとの提案があり、これを了承した。今回は山田理事の担当とした。

## 報告（1）

### 1) 講演会

去る3月14日（土曜日）神田・学士会館において開催したManolis KORRES 氏（ギリシア文化省・アクロポリス文化財保護委員会 監督官）の「パルテノン神殿とアクロポリスの建築の修復」と題する講演会について、田原理事（事業担当）より次のような報告があった。a) 講演はスライド上映を含めた熱のこもったもので、30名以上の出席者を集めて盛会裏に行われた。b) 講演の英文レジメおよび同解説（東京国立文化財研究所 松本修自氏）が INFORMATION 誌第4期第1号に掲載された。

### 2) INFORMATION 誌の発行

第3期第12号が1月31日に、また第4期第1号が3月31日にそれぞれ発行されたことが、委員長から報告された。とくに後者については、先の理事会決定に従い、内容・体裁ともに可能なかぎり改善したこと、また若干増刷し、国内関連機関6カ所や海外 ICOMOS 国内委員会9カ所に配布したこと、などが述べられた。

### 3) 本部発行 ICOMOS NEWS への寄稿

稲葉理事より、以下に言及した短信を近日中にパリ本部に送付する旨、報告された。

a) 1997年総会における理事役員の改選結果 b) 1997年中に開催された国際シンポジウム、研究会について（「災害から文化財を守る／東京芸大」、「第2回アジア文化財保存修復研究会／東文研」など）の報告 c) 1998年12月京都で開かれる世界遺産委員会に関連した行事の予告。

### 4) US/ICOMOS INTERNATIONAL SUMMER INTERN PROGRAM

前回理事会決定にそって、1998年次の標記インターン・プログラムに東京芸術大学大学院生の金井 健氏を推薦することとし、石井委員長の推薦状を含む応募書類を本人から先方へ提出させた旨、前野理事から報告された。

### 5) 国際専門委 UNDERWATER CULTURAL HERITAGE 選挙結果

委員長より以下のように報告された。a) 当国際専門委員会の Voting Member の改選結果として当選者18名の氏名を掲載したリストが2月13日に事務局宛へ送られてきたが、わが日本イコモス会員の氏名はなかった。b) 前回拡大理事会で報告した通り、この選挙方法については Eger Principles に照らして疑義があるので、次回の諮問委員会など適当な機会に抗議したい。

## 6) 世界遺産登録候補「古都奈良の文化財」に関する審査

「古都奈良の文化財」を世界遺産目録に登録しようとする日本政府の申請に対する審査のため、中国 ICOMOS 事務局長 GUO Zhan 氏が去る2月9日から13日まで来日し、奈良と東京を訪問したことが、委員長より報告された。また、その後の経過について、GUO Zhan 氏より3月はじめ、パリ本部に肯定的な報告書を提出した旨の FAX を受信したこと、西村幸夫氏より3月末に開催された ICOMOS EXECUTIVE COMMITTEE においても「無事パスした」旨の通知を受け取ったことが、あわせて報告された。

## 審議事項

### 1) 日本イコモスの組織に関する中長期的課題

はじめに委員長から「昨年12月の総会と本年1月の拡大理事会で提起した諸事項について継続審議をお願いしたい。十分な時間を確保するため今回は第一議題にした」旨が述べられた。検討事項は次の通りである。(a) 会員：－会員数の増加は望ましいか。－入会希望・推薦・入会承認のルールをどうするか。－団体会員、維持会員(賛助会員)は可能か。(b) 財政：－会費は値上げできるか。－会費外収入を確保する望ましい方法は何か。－活動経費個人負担の原則は貫けるか。(c) 事務局：－何処に置くか。－誰が責任を負うか。－経費をどうするか。

席上での主な発言は以下のようなものであった。個人会員の会費を値上げすることは望ましくなく、代わりに史跡公園整備などの業務にかかわるコンサルタント企業などを一括して賛助会員に勧誘することはできないか(安原理事)。文化財にかかわる建築事務所やコンサルタントは増大しつつあり、金銭的な意味だけでなく、これら組織や人々にも ICOMOS の理念などを理解してもらう意味は大きい(益田主査)。京都など文化財保護に取り組む先進的な自治体とそこで活動している民間企業でも ICOMOS における情報を欲している(宗田理事)。ICOMOSの活動に理解のある数社程度の企業に賛助会員ないし法人会員になってもらってはどうか(木原監事)。会費の値上げや会員の増員ができないのならば、多くの困難もあるが、ICOMOSが組織として収入を得る方策をもっと考えるべきではないか(羽生主査)。近年活動が活性化していることが、事務局の業務量や経費増加に繋がっているのであり、少々の会費値上げは可能ではないか(上野理事)。会員数の増大は一般論的には賛成、賛助会員の加入については具体的に検討すべきで、会費は経費が増大した分は徴収してもよいのではないかと(伊藤顧問)。自然遺産関係に比べて、文化遺産関係の NGO は顔が見えにくいという社会的批判がある(稲葉理事)。会費値上げや増員をするにしても、ICOMOSのイメージをより明確化することが必要で、ICOMOSをより大規模なものとして、活発で批判的な団体とすべきである(稲垣顧問)。近年の活動は少しずつは改善しつつあると認識しているが、これまで日本ICOMOSの内部態勢を固めることに専念してきたので、今後は対外的なプレゼンスを高めることを考えるべきだろう(石井委員長)。

### 2) 新規入会者の承認

入会希望者	現職	推薦者
稲田孝司氏	岡山大学文学部考古学講座教授	坪井清足氏・岸本雅敏氏

上記について委員長から報告があり、審議の結果、入会を承認した。

### 3) 国際専門分科委員会への参加者の選任

#### －ARCHITECTURAL PHOTOGRAMMETRY 専門委

前回理事会で人選を委ねられていた会員担当の岡田理事より、当該専門委の執行委員と



して、西村 康氏（奈文研埋文センター測量研究室長・本人承諾）を推薦したい旨の提案がなされ、審議の結果、これを了承した。

#### —CULTURAL CORRIDORS 専門委準備会

創設準備中である当該専門委員会について、委員長より INFORMATION 4-1号の冒頭に内容の解説を掲載して、すでに参加を呼びかけていることが述べられた。審議の結果、安原理事と上野理事に人選を委ねることとした。

#### 4) PRINCIPLES FOR THE PRESERVATION OF HISTORIC TIMBER STRUCTURERS の最終草案に対する意見書の作成

ICOMOS 専門委 INTERNATIONAL WOOD COMMITTEE（木の委員会）において作成された「歴史的価値をもつ木造建築物の保存のための諸原則」と題するドクトリナル・テキストの最終草案について、INFORMATION 4-1号に伊藤延男・村上裕道両氏による懇切な解説とともに全文を掲載して広く意見を求めたところ、これまでに稲垣顧問より草案第5、8、9～11条に関する意見が文書で寄せられている旨、委員長から報告があった。また委員長自身も第6条について意見がある旨が述べられた。席上、これらの意見を聴取しつつ伊藤顧問を中心に活発な討論を行ない、協議の結果、今後の措置を次のように決めた。（a）日本イコモスとしての意見書の原案を伊藤顧問に執筆願う。（b）それを受けて委員長が正式の意見書を作成し ICOMOS 本部事務局に送付する。

#### 5) 1998年内事業計画

##### —研究会・講演会・懇親会・他

事業担当の安原・田原両理事より、本年の事業計画について（a）遺跡・記念物関連（b）構造関連（c）近・現代建築関連でそれぞれ試案が示された。具体的日程としては、益田第1小委員会主査より、5月末ないし6月初めに「海外文化遺産保護憲章等の研究会」を東京で開催すべく努力することや、田原・宗田両理事より、6月中に「歴史的建造物の構造補強と修復に関する研究会」を京都で開催する予定であることが述べられた。また、伊藤顧問から「歴史的森林保存」について来年、アメリカで会議が開催される予定であるので、その準備会を本年中に日本で開いてはどうか、岡田理事から建築学会歴史意匠小委員会で検討中の「第3回海外における文化遺産の調査と保存に関する円卓会議」に協賛してはどうか、などの提案がなされた。

##### —出版協力・文化遺産ツアー

近畿日本ツーリスト出版部刊＜世界遺産を旅する＞の記事監修（有志参加、継続中）について、その基本コンセプト、監修費の査定基準、これまでの監修者および今後の監修予定者などが羽生第2小委員会主査より説明され、これを了承した。

#### 6) 日本イコモス インターン プログラムの準備

参加条件・経費負担などについて関係方面と折衝中であることが前野理事から報告され、第1回（1999年次）の募集アナウンスを本年末までにおこなえるよう、今後も鋭意努力願うこととした。

#### 7) インターネット ホームページの開設

文化庁のホームページとの相乗りが可能か、文部省審議官を通じて検討中であることが安原理事より報告され、実現にむけて同理事に今後も引き続き努力願うこととした。

#### 8) イコモス紹介リーフレットの作成

宗田理事（広報担当）よりリーフレットの内容構成案が提示された。今後、原稿を作成

して委員長に渡し、事務局の協力を得て早急に完成させることとした。

## 9) INFORMATION 第2号発行計画

日本信託基金によるルーマニアの教会修復プロジェクトについて羽生修二・三宅理一両氏に寄稿を依頼したことが、山田理事から述べられた。また委員長より以下の提案がなされた。(a) モエジョダロ保全整備事業について田畑貞寿氏に執筆を依頼する。(b) 昨年12月13日に行われた Chester H.LIEBS 氏 (US/ICOMOS) による講演「The Japan and United States National Registers: Some Comparative Observations」の梗概を掲載したいので、前野理事に斡旋をお願いします。(c) 「お知らせ」欄を3～4頁に拡充し、会員諸氏からの投稿を含め、多くの短報を収載したい。

## 10) 構造補強専門委員会に関する提案

日高理事より以下のような2件の提案があった旨、委員長から報告された。

(a) 坂本 功・西沢英和両氏をICOMOS国際専門委 SCIENTIFIC COMMITTEE FOR THE ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES IN ARCHITECTURAL HERITAGE の Associate Member に推挙すること。(b) 「文化財建造物の構造補強に関する研究班」を日本イコモス内の第3小委員会として組織すること。これらに関する審議は提案者欠席(米国出張中)のため結論には至らず、次回7月の拡大理事会まで保留することとした。

## 11) 拡大理事会の次回開催日時

次回は7月11日(土曜日)午後1時半～4時半に開催することを申し合わせた。

# 報告 (II)

## 7) アジア・オセアニア地域年次会議

委員長報告。INFORMATION誌3-12号で会員各位にお伝えした通り、標記の会議が本年10月にメルボルンで、来年4月にパールートで開催される予定である。通知が届いたら日本イコモスとしての対応を検討しなければならない。

## 8) GUARDIANS FUND 構想

委員長報告。Roland SILVA 会長が提唱しているこの構想は、1口750米ドル(5名×5年分の個人会員)を拠出して資金不足のためICOMOSに加盟できない国を援助しようとするものであり、昨年の諮問委員会で採択された。そのとき配布された資料にはフランス、アメリカ、日本の3国がすでに拠出を承諾したとあり、事情不明のため抗議は差し控えたが、甚だ不審に思った。請求書が来たら、あらためて対応策を協議したい。

(理事会報告 文責：山田幸正・石井 昭)

# 海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究

去る4月18日、第2回拡大理事会終了後、本年次主要事業の一つである「海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」（公益信託大成建設自然歴史環境基金助成事業）の実施方針について集中審議するため、午後6時から8時頃までの約2時間を費やして、初めに臨時拡大理事会を、次いで憲章等研究準備会を開催した。それらの概要を報告しよう。

## 1) 臨時拡大理事会

議題は (a) 実施組織、(b) 予算配分、(c) 作業日程 の3件であった。審議の結果、それぞれ以下のように決定した。

【実施組織】 昨年次総会で了承された既定方針に沿い、本事業を専管する小委員会（便宜名：第1小委員会）を設ける。そのメンバーは、主査：益田兼房、顧問：稲垣栄三、委員：稲葉信子・田原幸夫・羽生修二・藤井恵介・安原啓示・吉田鋼市の8氏とする。小委員会は必要に応じて日本イコモスの会員または会員外から適任者を選んで協力参加を依頼することができる。会員外の協力参加者には謝金を支払う。

【予算配分】 事業費総額300万円（自己資金50万円＋助成金250万円）を作業経費、事務経費、刊行費に大別する。作業経費の支出は小委員会主査に委ねる。

【作業日程】 主要な作業はおおよそ本年11月末までに終了し、次いで報告原稿の作成と編集を行い、来年1月中に成果を刊行する。作業の具体的な内容と日程は小委員会において決定する。当面は若手研究者たち（会員外の協力参加者を含む）の分担による憲章等のテキスト（英文・仏文）の翻訳作業を急ぐこととする。

（文責：山田幸正・石井 昭）

## 2) 憲章等研究準備会

この会合には、拡大理事会構成員の方々だけでなく、翻訳作業等をお願いする会員外協力参加者の代表、横浜国立大学助手菅野裕子さんと東京大学大学院生清水重敦さんにも出席いただいた。席上、小委員会主査があらかじめ用意した15編の憲章等－ 類別すれば国際憲章、地域憲章、国別憲章、分野別憲章となる－ の原文資料（英語・仏語）を全員に配布し、翻訳の作業量、その分担方法などについて検討した。

①マドリッド憲章（1904） ②アテネ憲章（1931） ③アテネ憲章（1933） ④ヨーロッパ建築遺産憲章（1975） ⑤アムステルダム宣言（1975） ⑥文化観光憲章（1976） ⑦歴史的庭園保護（フィレンツェ）憲章（1981） ⑧オーストラリア・バラ憲章（1981） ⑨カナダ・アップルトン憲章（1983） ⑩米国内務省憲章（1983） ⑪ヨーロッパ建築遺産保存条約（1985） ⑫カナダ倫理行動規範（1985） ⑬歴史的都市街区保存（ワシントン）憲章（1987） ⑭考古学遺跡管理（ローザンヌ）憲章（1990） ⑮国際憲章シノプシス（1997）－ 以上15編。

これらの憲章の英文テキストはインターネットの [www.icomos.org/docs/](http://www.icomos.org/docs/) または [www.unesco.org/eng/legal/](http://www.unesco.org/eng/legal/) 等でほとんどが入手できるので、関心のある方は是非ご覧いただきたい。もっとも、西欧の憲章の多くは最初の原文は仏文であって、英文はその翻訳なので、要注意であろう。

小委員会の次回会議は、翻訳担当の協力参加者諸氏を招いて、6月6日（土）午後1時から5時まで国立教育会館（東京・虎ノ門）で開催する。

（第1小委員会主査 益田兼房）

## 歴史的木造建築物保存原則の草案に対する意見書

ICOMOS INTERNATIONAL WOOD COMMITTEE が作成した PRINCIPLES FOR THE PRESERVATION OF HISTORIC TIMBER STRUCTURES (歴史的価値をもつ木造建築物の保存のための諸原則) と題するドクトリナル・テキストの草案について、各国の国内委員会がそれぞれコメントを提出するよう要請されていたことは、ご承知のことと思います。日本イコモスでは、当 INFORMATION 誌の前号(草案全文掲載、3月31日発行)でお伝えした通りの措置を採ったのち、5月4日付けで委員長名による意見書を作成し、パリの ICOMOS 本部事務局に送りました。以下にその内容(主文)を示し、会員の皆様へのご報告とします。

### CONCLUSION

On the whole the present draft of the "Principles" is appropriate and approvable. ICOMOS should have such a doctrinal text as the addendum to the Venice Charter covering the specific field concerned. We will support its adoption at the 1999 General Assembly in Mexico.

### SUPPLEMENTAL COMMENTS

During our discussion, only three portions of the present draft met with somewhat severe criticism, as follows.

(1) Paragraph a) in Article 5 had better be deleted.

Some colleagues insist that any intervention can not be "reversible" in the strict sense of the word. Other colleagues, referring to unclearness of the word "reversible", still understand that the true intention of Paragraph a) is to make any steps of an intervention capable of being restored at the next intervention when deemed necessary, because we must always examine well balanced ways of interventions particularly for historic timber structures, which require periodic preservation treatments of various degrees. In our opinion Paragraph a) has no significance other than that of two Paragraphs b) and c) combined.

(2) The logic structure of Article 6 is not agreeable.

Its first half should be revised so that its second half may be introduced with an affirmative adverb such as "consequently" or "therefore" instead of "however".

As stated in the preamble, the "Principles" consider "the great variety of actions and treatments required for the preservation and conservation" of historic timber structures. We believe that the preservation treatment through the dismantling and reassembling process can be, according to circumstances, not only the best or "ideal" intervention but also "the minimum intervention" from a long-range view.

(3) The first sentence of Article 8 seems to be insufficient.

We propose to insert the words "its earlier state" between "its historic integrity" and "or its original design". Even if this insertion is not allowed with reference to the Venice Charter, we would like to understand that the intention of the present wording is not contradictory to "earlier state" prescribed in the Burra Charter.

\* \* \*

These are our conclusion and supplementary comments on the draft of the "Principles for the Preservation of Historic Timber Structures". We would be grateful if the International Wood Committee could review the portions indicated above and make amendments accordingly in due course.

意見書の作成にあたり、役員諸氏 一とくに伊藤延男顧問・稲垣栄三顧問の両氏一 にご尽力いただきました。ここに付記して御礼を申し上げます。

(石井 昭)

# 世界文化遺産の保全 モエンジョダロ保全整備事業

田畑貞寿

## ●はじめに

インダス文明の古代都市の一つであるモエンジョダロの保存について、ユネスコが中心となって1976年に設置された遺構保存国際諮問委員会（I. C. C.）に、1981年から参加し、樹林構成やランドスケープドスキューピングの立場から復原と利活用について手伝える中で、どのような問題が課題となってきているかを概説し、乾燥・半乾燥地域にある世界文化遺産—モエンジョダロ—の遺跡保存とランドスケープドスキューピングを事例に世界文化遺産の保全とランドスケープ計画の問題と課題について述べることにした。

ところで、古代都市モエンジョダロの置かれている位置は、図1のインダス文明のマップの中に見られるように、上流はカラコルムからアラビア海に注ぐインダス川の中流域から下流域に、紀元前3000年から1000年間にわたって発展してきたハラッパ、コトテイジを始めとする貴重な古代都市が発掘されている。

図1 古代都市モエンジョダロの位置

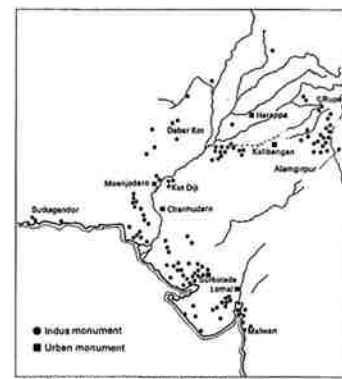
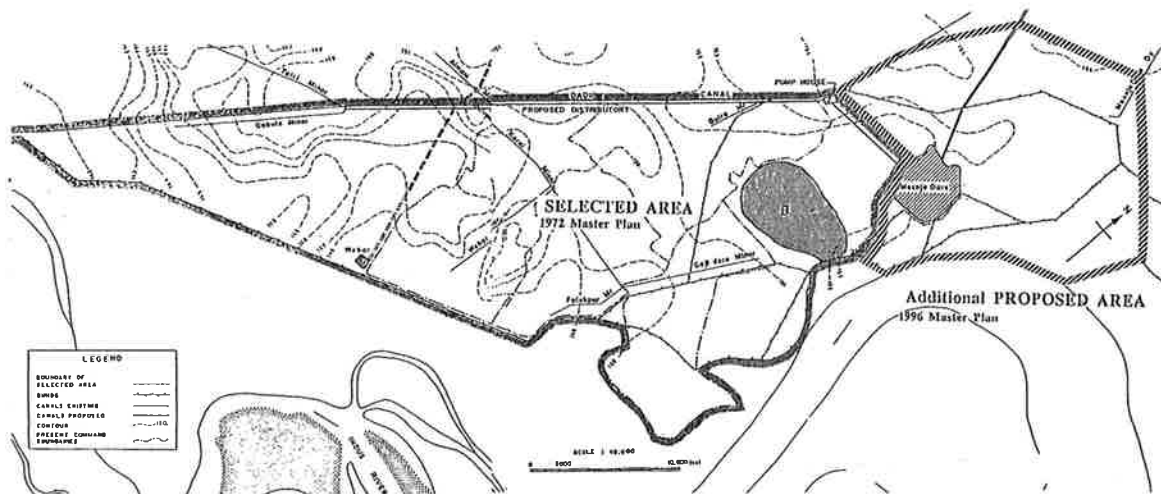


図2 モエンジョダロ調査地域



また、図2は1964年頃の基本計画策定区域の調査図である。モエンジョダロから90 km圏内のインダス川の河川コースと歴史的河川構造は、大変な氾濫が繰り返されている。また、ランドサットからの1990から1992年のラアカナとダトウの間、120 kmのインダス流域の動向を捉えたものをみても、土砂の堆積は多く大きな災害がおきている。このようにインダス川の河道の変化が大きいことが遺跡保存の上からも問題とされてきた。

さて、今回の報告の中心となる内容は、遺構の物理的な崩壊を食い止めるために突堤工事や地下水対策などが行われ、初期の目的を達成しつつある段階とされている。しかし、塩害、地下水、植生等の生態的な関係や、周辺のインダス河流域の環境保全や、土地利用との関係を考慮しつつ事業化する必要が重要になっている。ここでは、保存事業の展開過程の概況と、遺跡と塩害対策、地下水対策等の諸問題、遺跡とその周辺地域における総合的な環境計画、周辺の地域施設、農業的土地利用との整合性維持、遺跡の公開環境を改善するための樹林構成やランドスケープ計画、の視点から述べることにした。

## ● 1. 保存整備事業等の展開過程

表 1 保存事業関連年譜

1	年代	発掘・保存事業	UNESCO・その他
2	1922	R.D.Banaji等による遺跡の発見 J.Marshall,E.Mackay等による発掘調査 (～1936年)	
3	1931	Moenjodaro and the Indus Civilization	
4	1933		Sukkur Barrage完成
5	1935	Future Escaration of Moenjodaro	
6	1940～	遺跡の塩害除去事業	
7	1947		パキスタン分離独立
8	1960	UNESCOへの協力要請	
9	1961		大英博物館Dr.Werner現地視察
10	1964	ペンシルベニア大学発掘調査	第1次調査団視察 ・Dr.H.D.Plenderieirh等モエンジョダロ 空港開港
11	1966		第2次調査団視察 S.I.Van.Kregten等
12	1967	モエンジョダロ博物館改修	
13	1968		第3次調査団視察 M.Wheeler等
14	1972	「遺跡保存マスタープラン」策定	第4次調査団視察 Dr.Lakkander等
15	1973	「モエンジョダロ国際シンポジウム」	インダス河氾濫
16	1974	「モエンジョダロ保護局」設置 ・地下水位制御用の真鍮井戸設置 ・遺構保存研究施設設置	UNESCO基金設立(目標額500万ドル)
17	1976	「遺構保存国際顧問委員会(I.C.C)設置	インダス河氾濫
18	1978	「モエンジョダロの植物群落とランドス ケープに関するシンポジウム」	「遺跡保存マスタープラン」承認
19	1980		保存事業への協力に関する協定を承認
20	1981	マスタープランによる遺跡保存開始	
21	1982	地下水排水路完成	
22	1983	地下水位制御用の井戸の掘削 (第1期)	
23	1984		三笠宮「東京宣言」
24	1985	地下水位制御用の井戸の掘削 (第2期) ・インダス河沿岸工事の完成	
25	1986	突堤工事(第1期)完了	
26	1987	突堤工事(第2期)完了	
27	1988	突堤工事(第3期)完了 ・「遺跡保存マスタープランの見直し」	
28	1989	突堤工事(第4期)完了	
29	1990	突堤工事(第5期)完了	
30	1991	「新マスタープラン」の提案に入る	
31	1993	UNESCOによる「新マスタープラン」の 提議	
32	1996	モエンジョダロ国立遺跡公園マスター プランの提案と計画	I.C.Cで決定
33	1997	UNESCOによるモエンジョダロ保存事業 の今後について、パキスタン政府への引 き継ぎ、「新マスタープラン」を決定	I.C.C及びECCで決定 ・パキスタン大統領に答申

表1の保存事業関連年譜によると、1922年の遺跡発見から第2次大戦の勃発までの間、イギリスの統治下にあった。

古代遺跡の発掘調査は主としてJ. MARSHALL、E. MACKAY等のイギリス考古学者によって進められてきた。その後1947年にインドから分離独立したパキスタン政府の手に委ねられることとなった。しかし、サッカル、バレージの完成によってインダス川の流路が変化し、モエンジョダロ付近では以前と比較して、西よりにシフトしてきた。このため、河川の氾濫による遺跡の破壊が大きくなったといわれている。このために、パキスタン政府は独自の保存事業に限界があることを認識し、ユネスコから技術的財政的援助を受けるための協議に入った。それが1960年で、約40年前になる。要請を受けたユネスコは、以降数次にわたって専門家の現地踏査を実施している。そして、パキスタン政府は専門家の協力を得て、『遺跡保存のためのマスタープラン』を策定し、1978年に承認された。遺跡の保存に関する4つの課題、1つは地下水位のコントロール、2つには遺構の保存、3つにはインダス川の氾濫防止、4つには樹林構成と遺跡敷地のランドスケープ及びこれらの課題への具体的な対策を実施することで構成された。